

# 令和8年度県営住宅入居者募集のご案内

島根県では、県営住宅の入居者が退去して空室が生じた場合、下記のスケジュールのとおり、入居者募集を実施します。

入居者募集を実施する場合は、新聞・市町広報誌への掲載のほか、島根県住宅供給公社のホームページでお知らせいたします。

募集する団地、部屋タイプ等の詳細については、受付期間に申込先の島根県住宅供給公社各管理事務所（※6ページ）へおたずねください。

## 定期募集スケジュール（受付は土日、祝日、年末年始を除きます。）

募集	受付期間	抽選会	入居の予定	募集	受付期間	抽選会	入居の予定
1期	5月下旬の2週間	6月中旬	7月中旬	4期	11月下旬の2週間	12月中旬	1月中旬
2期	7月下旬の2週間	8月中旬	9月中旬	5期	1月下旬の2週間	2月中旬	3月中旬
3期	9月下旬の2週間	10月中旬	11月中旬	6期	3月下旬の2週間	4月中旬	5月中旬

※定期募集のほか随時募集の団地（※6ページ）もありますので、申込先の各管理事務所へおたずねください。

## 申込手続き

ご希望の団地を管理する事務所（申込先）で入居申込書を請求し、必要事項を記入のうえ、必要書類を揃えて、本人または入居しようとする親族が申込先の管理事務所へ提出してください。なお、県営住宅の入居には一定の資格（※2ページ）が必要です。

## 手続きに必要な書類

- ①入居申込書（島根県HPの「キーワード検索」欄に「県営住宅入居申込書」と入力して検索→入居の手続き（トップ／環境・県土づくり／建築・住宅…）を選択→「入居申込」の○県営住宅入居申込書【県営住宅入居申込書】を選択し、ダウンロードできます。）
  - ②過去1年間の収入の証明書
  - ③入居しようとする人の住民票（詳しくは入居申込書の裏面「申込書記載上の注意」をご覧ください。）
- ※当選率が優遇される世帯（※4ページ）としてお申込みの場合は、それを確認する書類が必要である場合がありますので、あらかじめ管理事務所を確認してください。

## 抽選について

入居者の決定は抽選により行います。また、一定の要件に該当する世帯（※4ページ）については、入居しやすくなるよう当選率を優遇します。

### ① 抽選会のお知らせ

受付期間に申込みをされた方には、抽選日の2～3日前までに、ハガキで入居資格の有無、抽選実施日等をご案内します。

### ② 抽選方法の概要

抽選で当選順位を決定します。当選順位が上位の方が当選となりますが、上位の方が辞退した場合に限り、次の順位の方が繰り上げ当選となります。

抽選結果は、後日郵送にてお送りすると共に公社ホームページでお知らせします。

落選となった方については、応募者がいなかった募集住戸について、別途再申込みのご案内をお送りします。

※抽選の見学を希望される方は、申込先の住宅管理事務所へ事前にお問い合わせください。

## 入居申込資格

次の1～4の要件すべてにあてはまる方

### 1 同居親族要件

現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、婚約者を含む）があること。

ただし、下記に該当する方は単身者でも入居申込ができます。また、過疎地域その他政令で定める地域にある県営住宅では、下記に該当しない場合でも単身での申込ができます。

単身で入居申込可能な方（単身者が応募可能な部屋タイプについては5ページをご覧ください）

1. 60歳以上の方
2. 身体障がい者の方（身体障害者手帳1級～4級）、精神障がい者の方（障害等級1級～3級まで）及び知的障がい者の方（精神障がいの方の程度に相当する程度）
3. 戦傷病手帳の交付を受けている方（恩給法特別項症から第6項症、または第1款症）
4. 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
5. 生活保護法の被保護者の方
6. 海外からの引揚者（本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方）
7. ハンセン病療養所入所者等の方
8. DV被害者の方（①配偶者暴力相談支援センター等において保護を受けた後5年以内の方 ②配偶者に対し裁判所から接近禁止命令等が出された後5年以内の方 ③女性相談支援センター等の支援機関から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等の発行を受けた方）
9. 福島復興再生特別措置法第40条の規定の適用を受ける方

※必要に応じ、単身居住の可否、居住支援体制の有無について市町村に確認します。

### 2 入居収入基準

収入月額が次の金額であること。（収入月額の求め方は次の3ページ）

一般世帯	158,000円以下	裁量世帯	214,000円以下
------	------------	------	------------

※裁量世帯とは以下の世帯をいいます。

1. 入居者、同居者のいずれもが60歳以上（または同居者が18歳未満）である場合
2. 入居者または同居者が、身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている場合
3. 入居者または同居者が、精神障害者保健福祉手帳1級から3級の交付を受けている場合あるいは、それと同程度と認められた知的障がい者である場合
4. 入居者または同居者が、①戦傷病者手帳特別項症から第6項症まで、または第1款症の交付を受けている場合 ②厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者である場合 ③引き揚げた日から起算して5年を経過していない海外からの引揚者である場合 ④ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合
5. 18歳未満の子、又は18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子

### 3 住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らかであること。

原則として、持ち家のある方、公営住宅等にお住まいの方は入居できません。

### 4 申込人及び同居者が暴力団員でないこと

申込人及び同居者が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である場合は、入居できません。

## 収入月額の手続き

家族全員の年間所得額（前年の所得額）から公営住宅法上の控除を行い、12で割った額が収入月額です。1年の途中で就職（事業開始）された方または退職された方は、申込先の管理事務所に相談ください。

$$\text{収入月額} = (\text{家族全員の年間総所得額} - \text{控除額}) \div 12$$

〔控除額は、次の表のとおりです。〕

本人を除く同居者 及び 別居の扶養親族	一人につき380,000円
70歳以上の控除対象配偶者又は扶養親族 *注1	一人につき100,000円
16歳以上23歳未満の扶養親族 *注1	一人につき250,000円
障がい者	一人につき270,000円
重度の障がい者	一人につき400,000円
所得のある寡婦	最高270,000円 *注2
所得のあるひとり親	最高350,000円 *注3
給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合	最高100,000円 *注4

\*注1：年齢は、申込時点の年齢です。また、所得額の条件があります。

\*注2：寡婦で所得金額が27万円未満の場合は、その方の所得金額が控除額です。

\*注3：ひとり親で所得金額が35万円未満の場合は、その方の所得金額が控除額です。

\*注4：給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計が10万円未満の場合は、当該合計額が控除額です。

## 収入基準早見表

下の早見表を参考にしてください。

	収入基準 (円以下)		単身者	同居親族の人数				
				1人	2人	3人	4人	5人
一般世帯	158,000	年間総収入	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
		年間総所得	1,994,800	2,375,600	2,753,600	3,134,400	3,515,200	3,896,000
裁量世帯	214,000	年間総収入	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999
		年間総所得	2,667,200	3,048,000	3,425,600	3,806,400	4,187,200	4,568,000

※この表は給与所得者が1名の場合として作成しています。また、同居親族控除以外の控除を受ける場合には、この表は適用できません。

## その他

1. 住宅の家賃は、住宅の広さや新しさ、利便性などによって決まっており、さらに入居者の収入によっても異なります。希望住宅の家賃について確認したい方は、所得がわかるものをご用意のうえ、申込先の管理事務所へおたずねください。
2. 入居にあたっては、緊急時の対応のため、入居者以外の緊急連絡先を届け出てください。出来るだけ親族を選んでください。また、出来るだけ日本語による対応が可能な方を選んで下さい。
3. 敷金（家賃の3ヶ月分）の納付が必要です。敷金は、退去時に未納分の家賃を差し引いてお返しします。
4. し尿処理施設等の維持管理費・共益費（共用部分の電気代、水道代など）は入居者の負担です。（自治会規約に従ってください）
5. 退去の際は畳の表替、ふすま・障子の貼替等の修繕費用が別途必要となります。
6. ペットの飼育はできません。
7. 入居者駐車場の利用については、許可が必要であり、有料です。
8. 入居後、家賃を決定するために、毎年度収入の申告が必要です。

**当選率が優遇される世帯** 抽選の具体的方法は、管理事務所の窓口で説明します。

区 分	要 件	証 明 書 類
① 高齢者世帯	次のア～ウのいずれかに該当する世帯 ア. 夫婦のみの高齢者世帯（一方が60歳以上であること） イ. 60歳以上の高齢者のみからなる世帯（単身者含む） ウ. 60歳以上の高齢者と18歳未満の親族からなる世帯	不要（申込書類で確認します。）
② 障がい者世帯	次のア～ウのいずれかに該当する世帯（単身者含む） ア. 身体障がい者を含む世帯（1級～4級） イ. 精神障がい者を含む世帯（1級～3級） ウ. 知的障がい者を含む世帯（療育手帳）	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、または療育手帳
③ ひとり親世帯	次のア、イのいずれにも該当する世帯 ア. 申込者が「配偶者（※）のいない方」または「児童扶養手当受給者」であること イ. 20歳未満の子を扶養していること	申込者の戸籍謄本または抄本（配偶者がいないことまたは非婚であることを確認できるもの）、児童扶養手当証書のいずれか
④ 生活保護世帯	生活保護を受給している世帯（単身者含む）	福祉事務所の証明（様式あり）
⑤ 子育て世帯	18歳未満の子、又は18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子と生計を一にする世帯	不要（申込書類で確認します。）
⑥ DV 被害者	次のア～エのいずれかに該当する方で、同居人に配偶者（※）がいない方 ア. 配偶者等からの暴力のため母子生活支援施設に入所している方 イ. 配偶者暴力相談支援センター（島根県の場合は島根県女性相談センター）による一時保護、アの施設を退所した日から起算して5年を経過していない方 ウ. 配偶者等からの暴力被害を受けた方で、裁判所から保護命令が出されてから5年を経過していない方 エ. 女性相談支援センター等の支援機関から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等の発行を受けた方	ア、イ及びエに該当する方は、配偶者暴力相談支援センターまたは母子生活支援施設等の証明（様式あり） ウに該当する方は、裁判所の命令書の写し
⑦ 犯罪被害者等	犯罪被害者（家族、遺族を含む）で、次のいずれかに該当する方 ア. 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方 イ. 現在居住している住宅またはその付近における犯罪によりその住宅に住みつづけることができなくなった方 （犯罪被害者等に該当するかについてはご相談下さい。）	被害状況等申告書及び同意書（様式あり） （※申込者の同意に基づき、警察への確認を行います。）

※表中の「配偶者」には婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある方、婚約者を含みます。

## 募集する県営住宅の部屋タイプと応募可能な世帯

お申込み可能な部屋タイプについては次の表を参考にしてください。

部屋タイプ	お申込み可能な世帯			
居室数 4 (5人以上世帯用)	4人以上世帯 ※ただし、4人世帯の方は、募集期間内に5人以上世帯の申込が募集戸数に達した場合は、抽選に参加できません。			
居室数 3 (住戸専用面積55㎡以上のもの)	2人以上世帯 ※過疎地域(指定された地域)は単身者も申込可能 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">指定された地域</td> <td style="width: 50%;">安来市、出雲市のうち旧平田市・旧大社町の地域、大田市、浜田市、江津市、益田市、津和野町、吉賀町、隠岐の島町</td> </tr> </table> <p>ただし、単身の方は募集期間内に2人以上世帯のお申込みがあれば、抽選に参加できません。</p>	指定された地域	安来市、出雲市のうち旧平田市・旧大社町の地域、大田市、浜田市、江津市、益田市、津和野町、吉賀町、隠岐の島町	
指定された地域	安来市、出雲市のうち旧平田市・旧大社町の地域、大田市、浜田市、江津市、益田市、津和野町、吉賀町、隠岐の島町			
居室数 2 居室数 3 (住戸専用面積55㎡未満のもの)	単身者、2人以上世帯			
高齢者障がい者優先住宅 ①高齢者等用改善住宅 ②平成14年度以降建設の住宅の1階住戸	次のイ、ロのいずれかに該当する世帯 イ、60歳以上の高齢者を含む世帯 ロ、身体障がい者を含む世帯(1級～4級) 上記の世帯の申込みが募集戸数に達しない場合は、イ又はロに該当しない世帯も入居可能となります。 ※ただし、募集期間内にイ又はロに該当する世帯の申込みが募集戸数に達した場合は、抽選に参加できません。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">*高齢者等の方が暮らしやすいように次の様な仕様となっています。</td> </tr> <tr> <td>①②に共通するもの ・トイレ、浴室の手すり設置 ・住戸内の床段差の解消 ・ドア等のレバーハンドル化</td> </tr> <tr> <td>①のみにあるもの ・トイレ、浴室の非常警報装置の設置</td> </tr> </table>	*高齢者等の方が暮らしやすいように次の様な仕様となっています。	①②に共通するもの ・トイレ、浴室の手すり設置 ・住戸内の床段差の解消 ・ドア等のレバーハンドル化	①のみにあるもの ・トイレ、浴室の非常警報装置の設置
*高齢者等の方が暮らしやすいように次の様な仕様となっています。				
①②に共通するもの ・トイレ、浴室の手すり設置 ・住戸内の床段差の解消 ・ドア等のレバーハンドル化				
①のみにあるもの ・トイレ、浴室の非常警報装置の設置				
シルバーハウジング住宅 ※別に負担金が発生する場合があります。(詳しくは所在の住宅管理事務所へお問い合わせください) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和8年4月現在 (浜田市) 緑ヶ丘団地10戸 片庭団地15戸 浜田中央団地12戸 (江津市) 東高浜団地10戸 (益田市) 久城団地8戸</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	令和8年4月現在 (浜田市) 緑ヶ丘団地10戸 片庭団地15戸 浜田中央団地12戸 (江津市) 東高浜団地10戸 (益田市) 久城団地8戸		次のいずれかに該当する世帯 ア. 高齢者(60歳以上)の単身世帯 イ. 高齢者(60歳以上)のみからなる世帯 ウ. 高齢者夫婦世帯(夫婦の一方が60歳以上であること) 上記の高齢者世帯の申込みが募集戸数に達しない場合は、次の世帯も入居可能となります。 エ. 障がい者の単身世帯(身体障がい者1級～4級、精神障がい者1級～2級、知的障がい者) オ. 障がい者のみからなる世帯 カ. 障がい者と配偶者のみからなる世帯 キ. 障がい者と高齢者(60歳以上)のみからなる世帯 ク. 障がい者と高齢者夫婦(夫婦の一方が60歳以上であること)のみからなる世帯 ※エ～クに該当する世帯は、募集期間内にア～ウに該当する世帯の申込みが募集戸数に達した場合は、抽選に参加できません。	
令和8年4月現在 (浜田市) 緑ヶ丘団地10戸 片庭団地15戸 浜田中央団地12戸 (江津市) 東高浜団地10戸 (益田市) 久城団地8戸				
子育て支援住宅 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和8年4月現在 (出雲市) 今市団地2戸 (江津市) 西玉江団地4戸</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	令和8年4月現在 (出雲市) 今市団地2戸 (江津市) 西玉江団地4戸		申込み時点で小学校就学前の子と同居し扶養している世帯 ◎子が18歳に達した年度の末日(3月31日)までに退去していただくこととなります。(期限付き入居)	
令和8年4月現在 (出雲市) 今市団地2戸 (江津市) 西玉江団地4戸				

**(申込みできる団地数について)** お申込みいただける団地数は原則1世帯について1団地です。ただし、「居室数4」・「過疎地域(指定地域)の居室数3」・「高齢者障がい者優先住宅」・「シルバーハウジング住宅」の※印に該当する世帯の方は、募集期間の応募状況によっては抽選に参加できない場合に備えて、他の団地を仮応募しておくことができます。仮応募が本応募となるのは※印により抽選に参加できない場合のみです。

## 県営住宅一覧 (募集停止中の団地を除く)

令和8年4月現在

所在地	団地名	申込先
松江市	幸町、長者原、山代、古志原、(浜佐陀)、(第二山代)、(八幡)、八重垣、(茶臼山)、(比津が丘)、(湖北)、東津田、第二湫北台、(新古曾志)、津田明神、西津田、東光台、古江、宍道緑が丘、揖屋、(羽入*)、大輪	島根県住宅供給公社 松江住宅管理事務所 電話(0852) 22-3400
安来市	(和田)、(東臼井)、(神塚)、(臼井)	島根県住宅供給公社 安来住宅管理事務所 電話(0854) 37-9050
出雲市	(一の谷)、天神、(大津)、塩冶、有原、今市、川北天神、灘分、牧戸、(小境)、駅南、山内、直江、荘原	島根県住宅供給公社 出雲住宅管理事務所 電話(0853) 23-1591
大田市	沢田、諸友	
浜田市	緑ヶ丘、(周布)、(汐入*)、(石原)、黒川、(臼脚)、笠柄、二反田、片庭、(三隅駅前)、(第二向野田)、浜田中央	島根県住宅供給公社 浜田住宅管理事務所 電話(0855) 25-0535
江津市	(青山)、渡津、江津中央、東高浜、沖の浜、西玉江	
益田市	染羽、沖田、久城、(久城東)、矢田、高津、(原浜)、(高角)、土井、新矢田、(吉田南)、吉田、飯田	島根県住宅供給公社 益田住宅管理事務所 電話(0856) 31-1530
津和野町	(桂川)、(青原)	
吉賀町	(皆富)、(溝上)	
隠岐の島町	(宮城ヶ丘)、(月無)、(船原)	島根県住宅供給公社 隠岐住宅管理事務所 電話(08512) 3-1350

※ (団地名) は随時入居申込みを受け付けている団地です。

★1 羽入団地は、3～5号棟のみ随時入居申込みを受け付けます。

★2 汐入団地は、1～3号棟のみ随時入居申込みを受け付けます。

随時入居申込みを受け付けている団地については随時入居申込みを受け付け、空室が生じた場合案内しますので、申込先の各管理事務所へおたずねください。

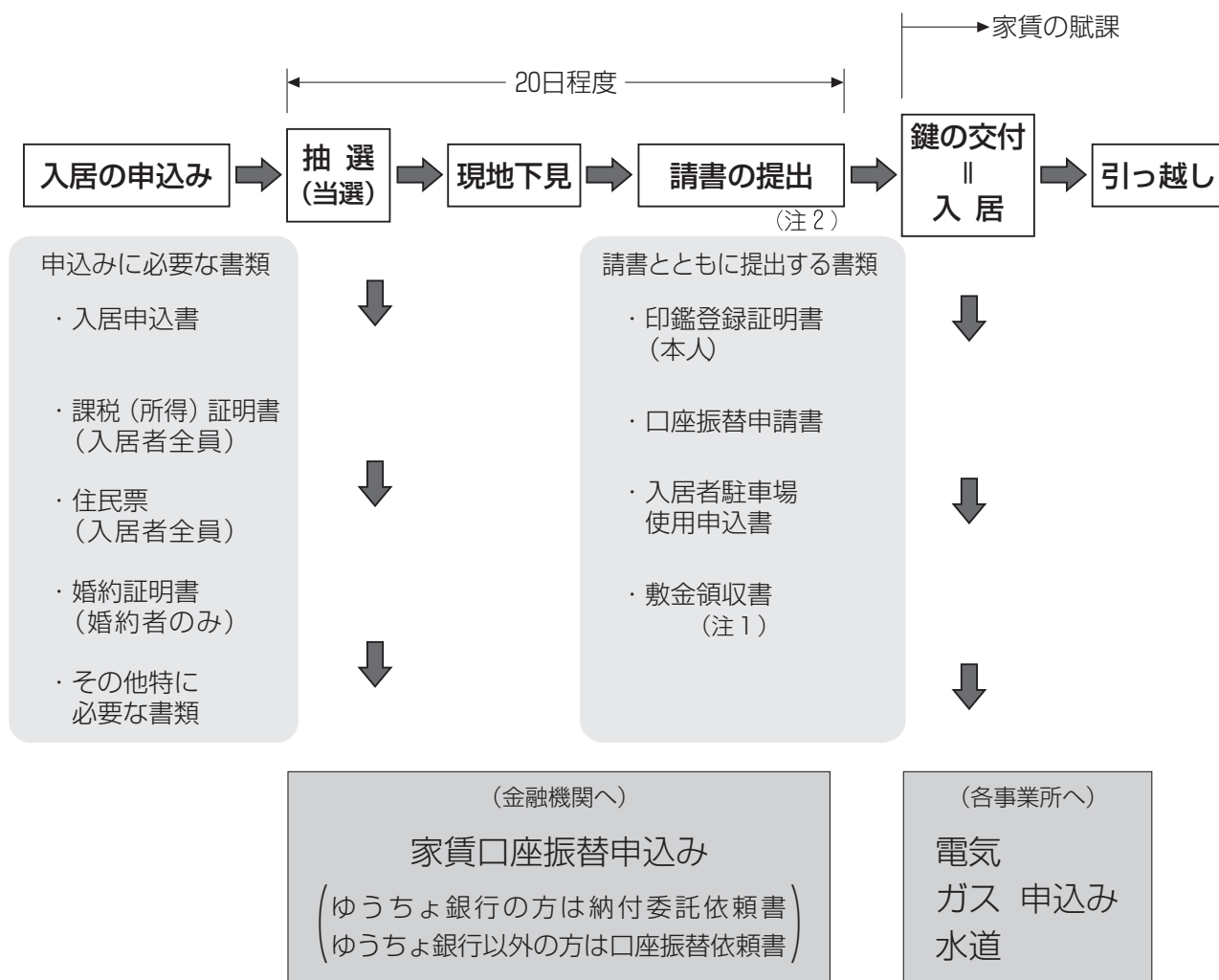
## 入居申込書の書き方

「住宅困窮の状況」欄は、次の記入例を参考にして、具体的に書いてください。

- ・結婚のため新居が必要だが、収入が少なくて民間アパートに入れない。
- ・現在の住宅は2DKで、家族5人では狭い。
- ・現在の住宅は、家賃が1ヵ月7万円で私の給料では高すぎる。
- ・アパートを壊すため、3月までに立ち退きを求められている。
- ・勤務場所（〇〇市△△町）が遠くて、勤務に便利な〇〇市内の住宅に引っ越したいが、収入が少なくて民間アパートに入れない。
- ・離婚して親元に仮住まいしているが、いつまでも居ることができない。 など

## 入居までの流れ

抽選会で当選した方は、管理事務所が指定する日までに敷金を納付し、必要書類を提出していただきます。（敷金の納付、書類の提出がない場合は、補欠者が繰り上げ当選になります。）



(注1) 敷金領収書は申込受付事務所でコピーをとってお返ししますので大切に保管してください。

(注2) 請書の控えは大切に保管してください。

## 島根県住宅供給公社住宅管理事務所一覧

住宅の所在地により下記の管理事務所が窓口になります。

住宅の所在地	管理事務所	受付時間
松江市	<b>島根県住宅供給公社 松江住宅管理事務所</b> 〒690-0012 松江市古志原四丁目1-1 電話 (0852) 22-3400 FAX (0852) 22-3280	8:30～17:15
安来市	<b>島根県住宅供給公社 安来住宅管理事務所</b> 〒692-0207 安来市伯太町東母里580 安来市役所伯太庁舎2階 電話 (0854) 37-9050 FAX (0854) 26-0076	8:30～17:15
出雲市 大田市	<b>島根県住宅供給公社 出雲住宅管理事務所</b> 〒693-8511 出雲市大津町1139 出雲合同庁舎1階 電話 (0853) 23-1591 FAX (0853) 22-1599	8:30～17:15
浜田市 江津市	<b>島根県住宅供給公社 浜田住宅管理事務所</b> 〒697-0015 浜田市竹迫町1901-35 電話 (0855) 25-0535 FAX (0855) 25-0536	8:30～17:15
益田市 津和野町 吉賀町	<b>島根県住宅供給公社 益田住宅管理事務所</b> 〒698-0007 益田市昭和町13-1 益田合同庁舎1階 電話 (0856) 31-1530 FAX (0856) 31-1531	8:30～17:15
隠岐の島町	<b>島根県住宅供給公社 隠岐住宅管理事務所</b> 〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場2階 電話 (08512) 3-1350 FAX (08512) 3-1351	8:30～17:15

- ・ 島根県HPアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/>
- ・ 島根県住宅供給公社HPアドレス <https://www.shimane-jkk.jp>



(島根県住宅供給公社HP)